

# 中堅・中小企業の賃上げ支援策について

2024年2月

中小企業庁

# 1.賃上げ

## ①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

## ②税制による後押し

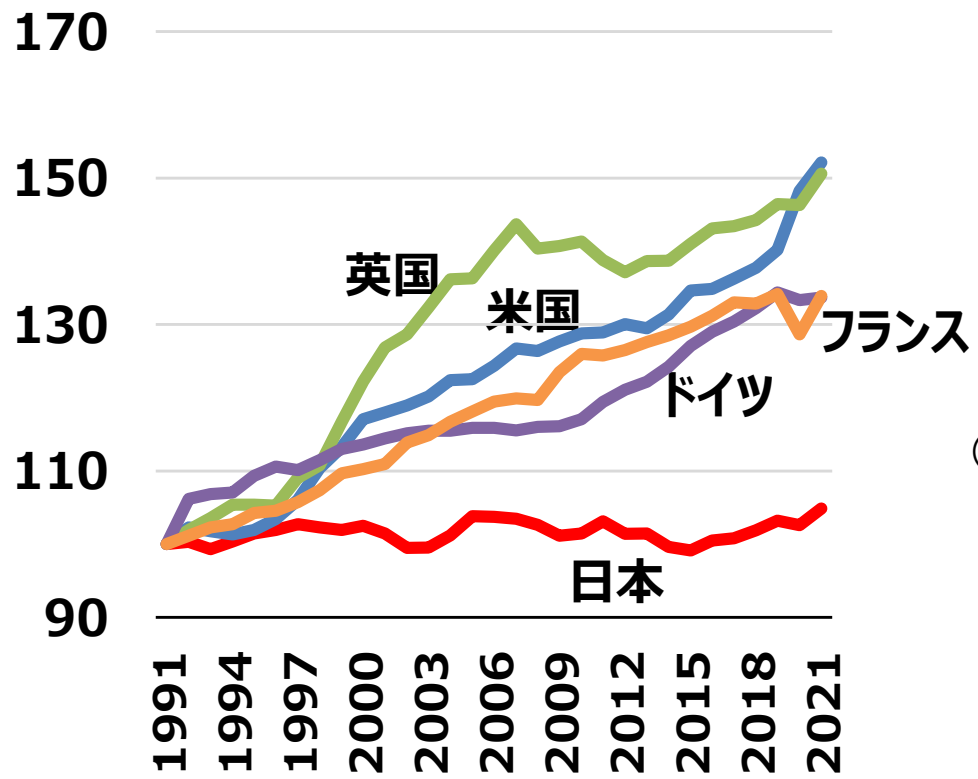
# 2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の  
大規模成長投資補助金

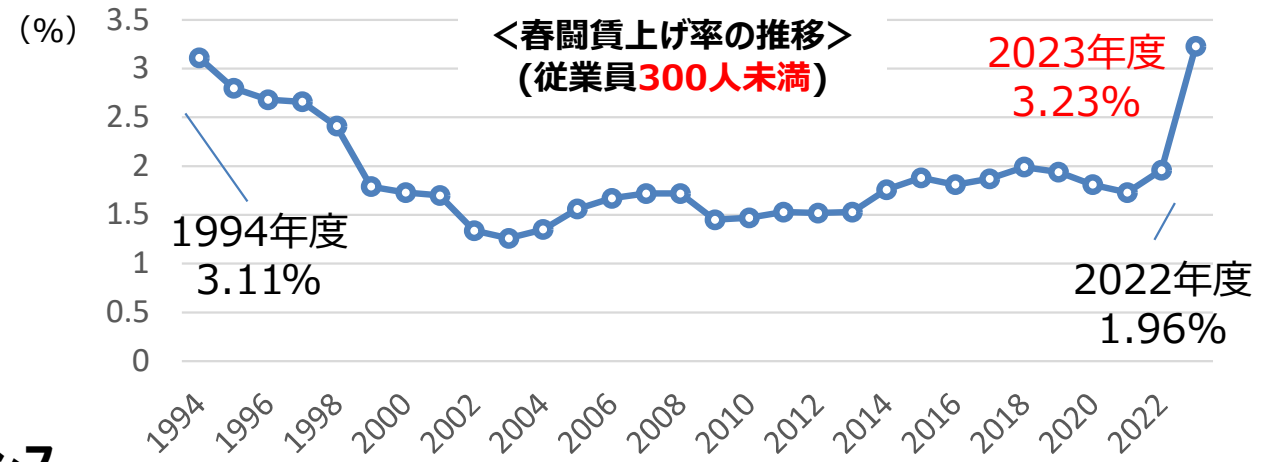
# 中小企業の賃上げの現状

- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、**賃上げは重要な政策の柱**。しかし、**1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移**。
- 2023年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**1994年度以来の伸びとなる3.23%**を記録（大企業含めた全体は3.58%）。
- 今後も物価高、人手不足が見込まれる中、「**物価高に負けない賃上げ**」を**継続的に実現**することが不可欠。安定的に賃上げ原資が確保できるよう、生産性向上と共に、**価格転嫁・取引適正化の推進**が肝要。

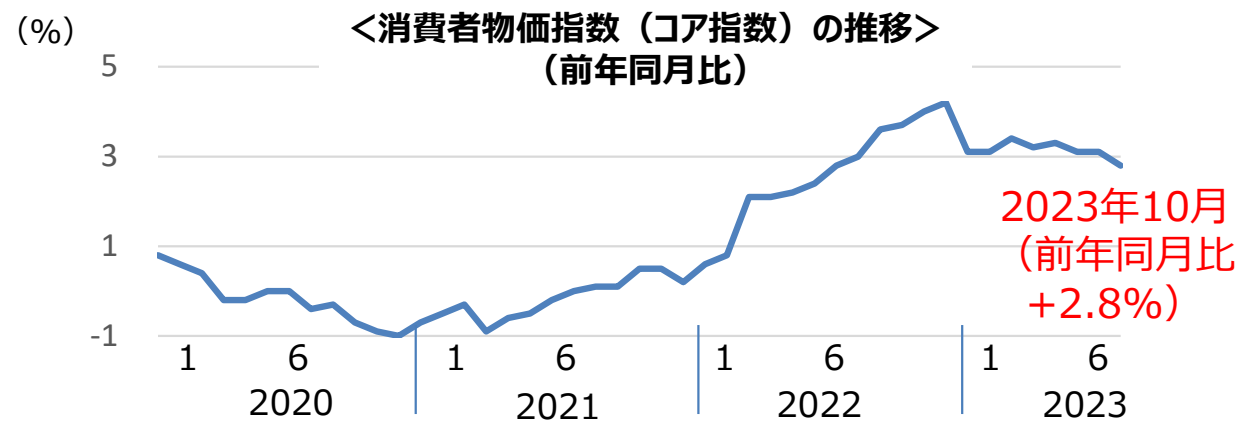
＜1人当たり実質賃金の推移＞  
(1991年=100)



(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。



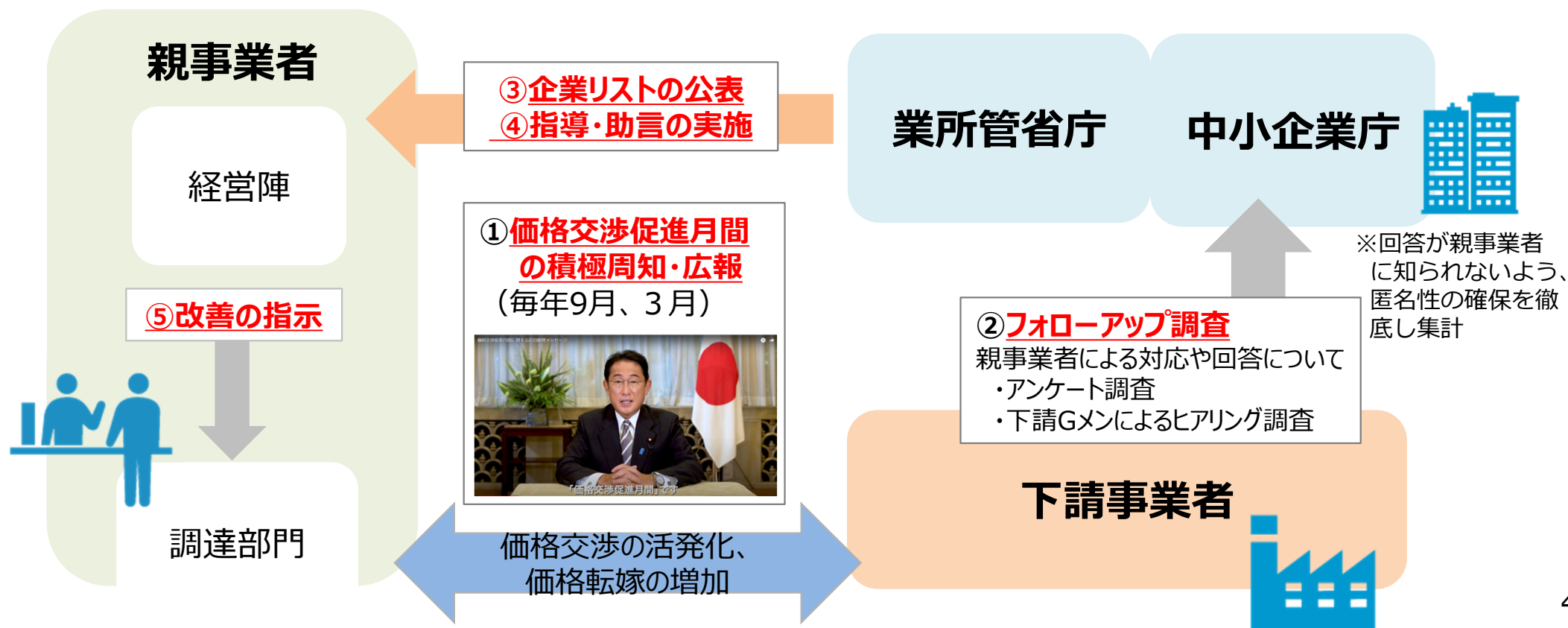
(出所) 日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」を基に経済産業省作成。



(資料) 総務省「消費者物価指数」を基に経済産業省作成

# 価格交渉促進月間を活用した、価格交渉・転嫁の促進

- 経済界全体で、価格交渉、価格転嫁を促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し、経済界に周知・依頼（①）。2021年9月、2022年3月、同年9月、2023年3月、同年9月と、計5回実施。
- 「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、フォローアップ調査を実施（②）。その結果を踏まえ、
  - 「下請中小企業からみた交渉・転嫁の状況」を整理した「企業リスト」を公表。（過去3回で延べ約500社）（③）
  - 評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管大臣名で経営トップへ指導・助言（過去5回で約110社）（④）
- 親事業者は、調達担当者へ改善を指示（⑤）。
- これを粘り強く継続し、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

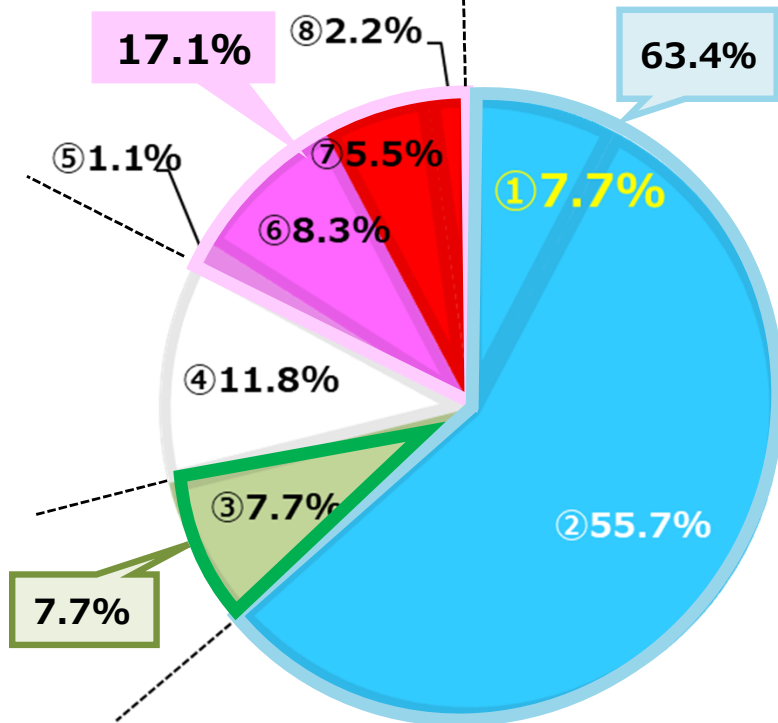


# 価格交渉の状況

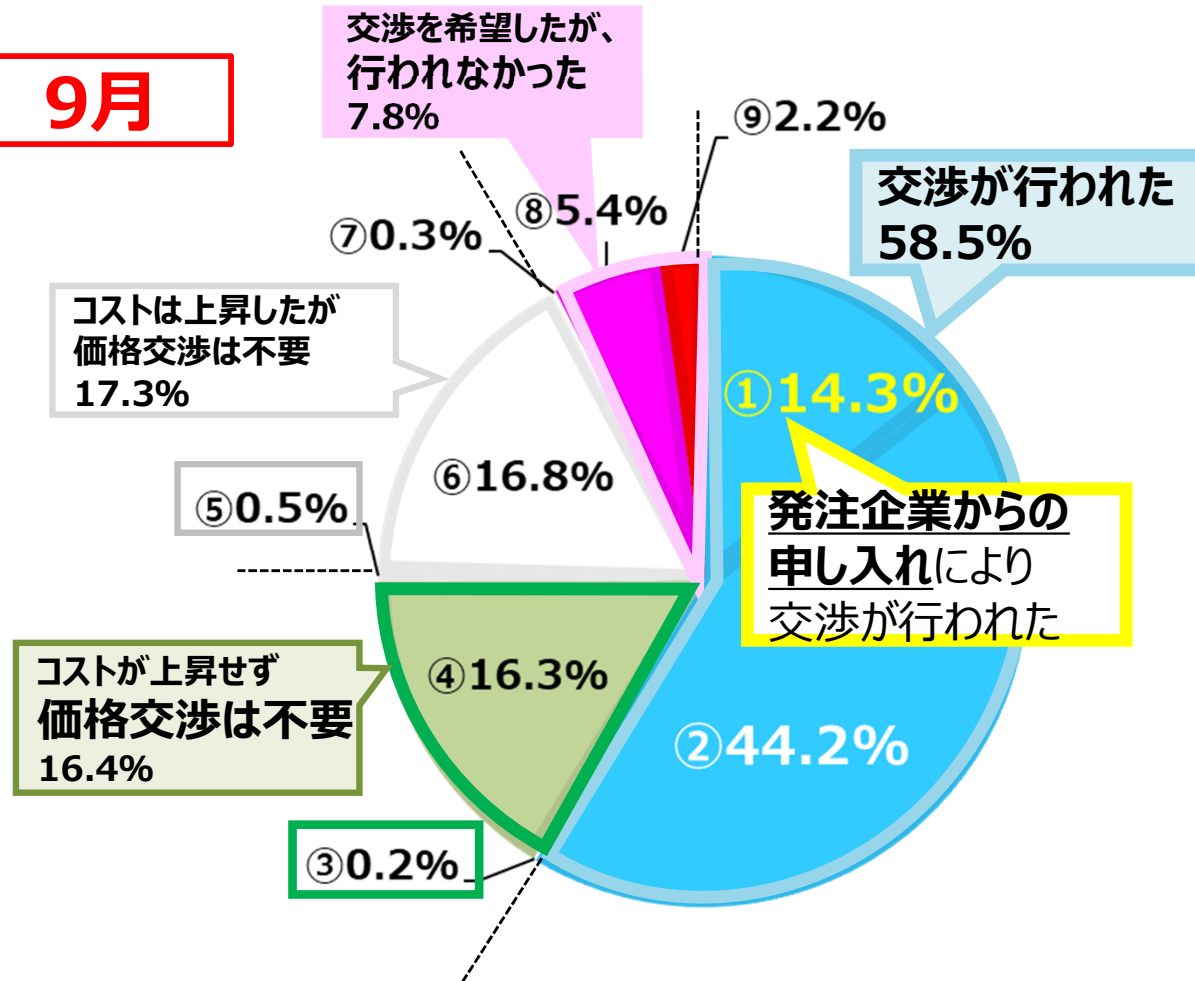
- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増（下図の黄色①：7.7%→14.3%）。
- また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少（ピンク色：17.1%→7.8%）。
- 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が16.4%。3月時点より約9ポイント増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。  
⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が17.3%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

3月



9月



# 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- コスト全体の転嫁率は、3月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒ 交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。
- 一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約2倍に増加（8.4%→16.2%）。  
⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。  
⇒ 価格転嫁の裾野は広がりつつある。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

3月結果

⑦ 2.1%

転嫁率（コスト全体）  
: **47.6%**

9月

⑦ 2.3%

転嫁率（コスト全体）  
: **45.7%**

23.5%

全く転嫁できず  
or 減額  
20.7%

8.4%

コストが上昇せず、  
価格転嫁は不要  
16.2%

一部でも  
価格転嫁できた  
63.0%

68.1%  
n = 20,722

n = 44,059

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

① 10割

④ 3割、2割、1割

⑥ 0割

② 9割、8割、7割

⑤ コストが上昇せず、  
価格転嫁不要

⑦ マイナス

③ 6割、5割、4割

# 価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

● 1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（220社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K (株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

**(価格交渉/転嫁の評価)**

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての回答の平均値(※10点満点)をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、4点以上

ウ：4点未満、0点以上

エ：0点未満

⋮

全体版は以下リンクから  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202309/result\\_02.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202309/result_02.pdf)

# 「労務費の指針」の周知について

## (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

令和5年11月29日  
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
公正取引委員会

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を別添1のとおり策定しました（概要版は別添2参照）ので公表します。



# 「労務費の指針」全国ブロック説明会

## (関東経産局の例)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」  
関東ブロック説明会  
(Microsoft Teams によるオンラインとのハイブリット開催)

### 議 事 次 第

令和6年1月9日(火)  
13時30分～15時  
関東経済産業局1号館1階会議室

#### 1. 開 会

- ・ 関東経済産業局産業部長あいさつ

#### 2. 議 事

○講演①： 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

- ・ 質疑応答

○講演②： 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組

- ・ 質疑応答

#### 3. 閉 会

#### (資料一覧)

- 資料1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)
- 資料2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- 資料3 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組
- (参考資料) フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

以下の8つの地方ブロックで説明会を開催済み

- ・ 北海道局 (1/18)
- ・ 東北局 (12/26)
- ・ 関東局 (1/9)
- ・ 中部局 (1/16)
- ・ 近畿局 (1/12)
- ・ 中国局 (1/10)
- ・ 四国局 (1/11)
- ・ 九州局＋沖縄総合事務局 (1/15)

説明内容(動画版)は以下リンクから

<https://www.youtube.com/watch?v=yidGpQHTJM>

# 労務費の指針の周知の取組

- 経産省トップページの遷移先に価格交渉フォーマットや、価格交渉の根拠資料になるデータ（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）など、価格交渉・転嫁に役立つ情報を集約して掲載。



申請・お問合せ

English

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更 小 **中** 大

アクセシビリティ  
閲覧支援ツール

ニュースリリース

会見・談話

審議会・研究会

統計

政策について



ふくしまの今

詳しく見る ▶▶

注目ワード

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和6年度概算要求・税制改正要望等

令和5年度補正予算

みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと

新型コロナウイルス対策

新卒採用

管理職採用

3. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



昨今の急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

- 労務費の価格交渉に活用できる指針が公表されました(公正取引委員会)  (令和5年11月29日)

特に受注者の方におかれては、発注者に労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として以下の様式をご活用ください。

- コスト費目別価格交渉フォーマット (例) 

また、指針では、以下の窓口に相談するなどして、積極的に情報を収集して交渉に臨むことが推奨されています。

- 下請かけこみ寺 (概要・拠点一覧) 
- 価格転嫁サポート窓口 (概要・拠点一覧) 

さらに、指針では、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の作成の際に、公表資料に基づくことが推奨されています。発注者、受注者のみなさま双方におかれましては、以下の公表資料をご参考にしてください。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料 (例)

遷移先

# パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

## 1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。  
部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# (参考) 宣言文のひな形①

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分  
（原則引用）

取組状況に応じ  
1つ以上選択し、  
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は  
定型（引用）※  
内容はひな形を元に  
作成  
※型取引を行っていない場合は②不要

## (参考) 宣言文のひな形②

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

### （備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は  
定型（引用）  
内容はひな形を元に  
作成

任意

代表者名で署名

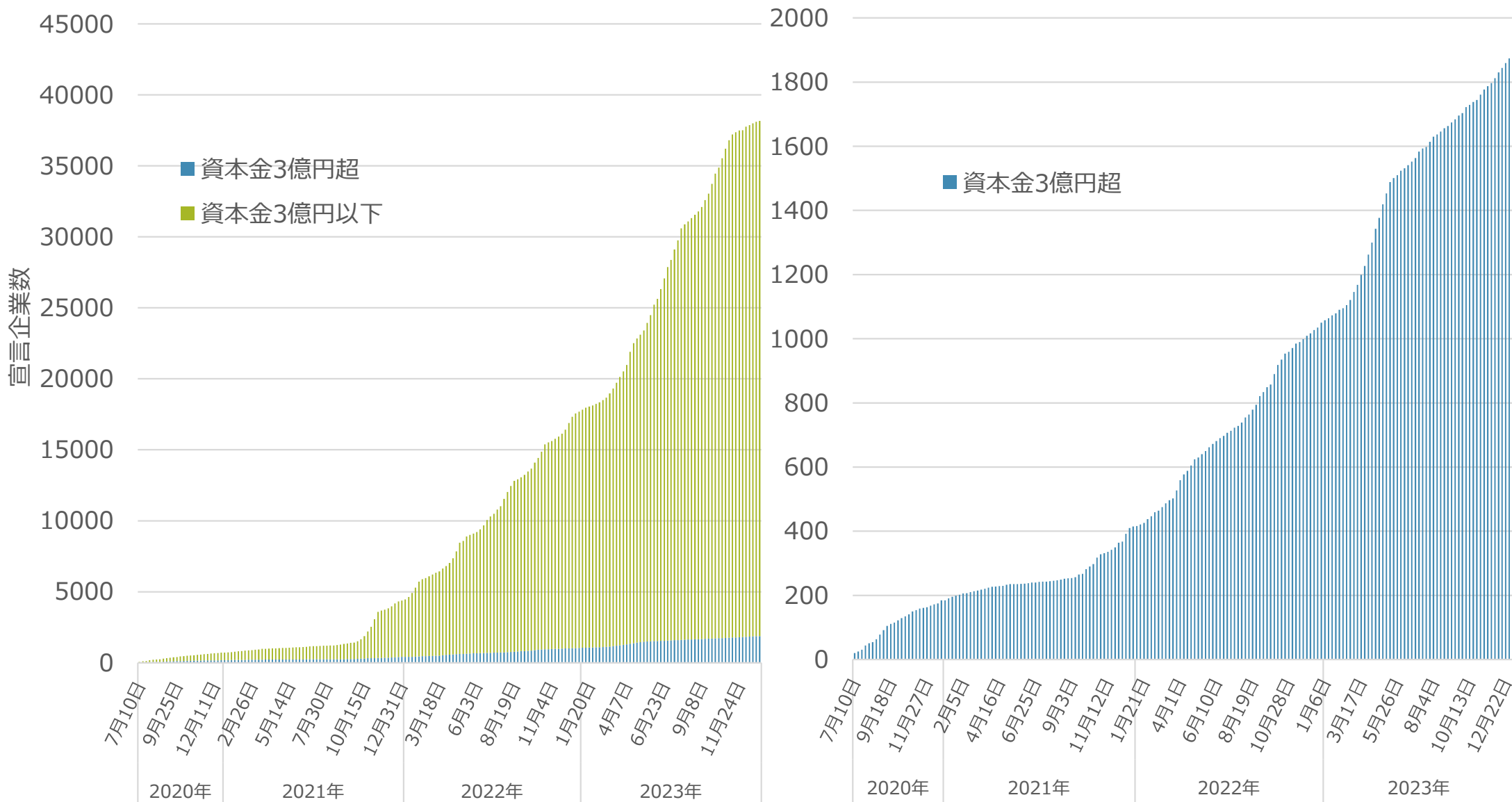


詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。  
ご不明点は担当にお問い合わせください。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年1月5日時点で**38,163社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,881社**）

## ■宣言数の推移



# 1.賃上げ

## ①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

## ②税制による後押し

# 2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の  
大規模成長投資補助金

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

### 事業の内容

#### 事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

#### 事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）  
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
		申請類型		補助上限額		補助率
ものづくり補助金		①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3
		②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
			成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3
		③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3
⇒大幅費上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な費上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金		①通常枠、②賃金上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠		①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）		2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
		⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（）については、特例適用時の上限額。				
IT導入補助金		通常枠		ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		1/2
		複数社連携IT導入枠		①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応類型と同様 ②2/3
		インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円		【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
			電子取引類型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2
セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円		1/2		
事業承継・引継ぎ補助金		経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円		1/2～2/3
		専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円		1/2～2/3
		廃業・再チャレンジ枠	～150万円		1/2～2/3	

### 成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

#### 【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

#### 【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

#### 【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

#### 【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること



# (参考) 令和5年度最低賃金引上げに対する中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- 事業再構築補助金の「**最低賃金枠**」について、**対象企業を拡大**。また、ものづくり補助金及びIT導入補助金において、**更なる加点を措置**。
- 支援等の周知・広報において、**厚生労働省との連携を強化**。

## ① 事業再構築補助金の要件緩和

予算額：累計 2兆4,408億円

R2年度補正:1兆1,485億円、R3年度補正:6,123億円、  
R4年度予備費:1,000億円、R4年度補正:5,800億円

### 現行制度

- 「事業再構築補助金」は、企業が新たな事業分野への進出や業態転換等を行う場合、それに必要となる設備投資について、通常、中小・小規模企業は2/3、中堅企業は1/3を補助する制度。
- 2021年から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金枠**」という特別枠で、**通常より高い補助率**（中小・小規模企業3/4、中堅企業2/3）で支援。

➤ 現行の地域別最低賃金 **+30円以内** で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。

### 改正内容

- 「最低賃金枠」について、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和及び一層の「賃上げ」へのインセンティブを付与**。

➤ 改定前の現行の地域別最低賃金 **+50円以内** で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。  
➤ 最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う企業に対し、一層のインセンティブを付与すべく採択審査において**加点措置**。

- これにより、「最低賃金枠」の対象となり得る企業は31.8万社から36.8万社に増加。

## ② ものづくり補助金、IT導入補助金の審査での優遇

予算額：累計 1兆3,601億円の内数  
R1年度補正:3,600億円、R2年度補正:4,000億円、  
R3年度補正:2,001億円、R4年度補正：2,000億円  
R5年度補正:2,000億円 ※いずれも内数

### 現行制度

- 「ものづくり補助金」は、革新的なサービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する制度。
- 「IT導入補助金」は、労働生産性の向上を目的として、業務の効率化やDX等に向けたITツール等の導入費用を支援する制度。
- 厳しい経営状況においても、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、**採択審査において加点措置**を実施。

➤ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金 **+30円以上** の水準にする。

### 改正内容

- **上記の加点措置に加え**、以下の要件を満たす場合、採択審査において**更なる加点措置**を実施。

➤ 事業場内最低賃金を改定後の地域別最低賃金 **+50円以上** の水準にする。

## ③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- 新たに、厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策を両方掲載したリーフレットを共同で作成し、それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を行う。
  - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
  - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。

# 1.賃上げ

## ①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

## ②税制による後押し

# 2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の  
大規模成長投資補助金

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

## 改正後【措置期間：3年間】

## 改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	<b>両立支援 女性活躍</b>	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	<b>10%</b>	<b>+10%</b>	5% 上乘せ	<b>プラチナくるみ or プラチナえるぼし</b>	5% 上乘せ	<b>35%</b>
	+4%	<b>15%</b>					
	+5%	<b>20%</b>					
+7%	<b>25%</b>						

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	<b>両立支援 女性活躍</b>	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	<b>10%</b>	<b>+10%</b>	5% 上乘せ	<b>プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上</b>	5% 上乘せ	<b>35%</b>
+4%	25%						

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	<b>両立支援 女性活躍</b>	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	<b>+5%</b>	10% 上乘せ	<b>くるみ or えるぼし二段階目以上</b>	5% 上乘せ	<b>45%</b>
+2.5%	30%						

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 1.賃上げ

## ①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

## ②税制による後押し

# 2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の  
大規模成長投資補助金

# 中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

## 令和5年度補正予算案額 1,000億円

### 事業の内容

#### 事業目的

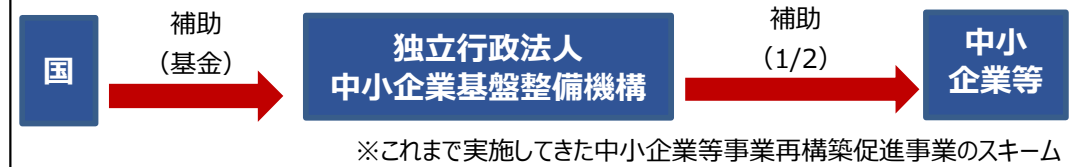
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
		※賃上げ要件を達成した場合、 ( ) 内の値に補助上限額を 引き上げ	

### 成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

# カタログ掲載を通じた投資補助事業

- 変革期間から3年間において、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を協力を支援。
- カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

## カタログを通じた汎用製品（IoT、ロボット等）の導入支援イメージ

（ベンダーによる機器等の導入における設定等のサポートを想定）

・無人搬送ロボット



・検品・仕分けシステム



・無人監視システム



・キャッシュレス型自動券売機



著作者：user6702303／出典：Freepik

[https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes\\_18321421.htm#query=agv&position=14&from\\_view=keyword&track=sph](https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph)

著作者：macrovector／出典：Freepik

[https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon\\_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from\\_view=search&track=ais](https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from_view=search&track=ais)

Image by macrovector on Freepik

[https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration\\_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from\\_view=search&track=ais](https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais)

提供：ピクスタ

<https://pixta.jp/illustration/91446448>

# 1.賃上げ

## ①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

## ②税制による後押し

# 2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の  
大規模成長投資補助金



# 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

## 事業の内容

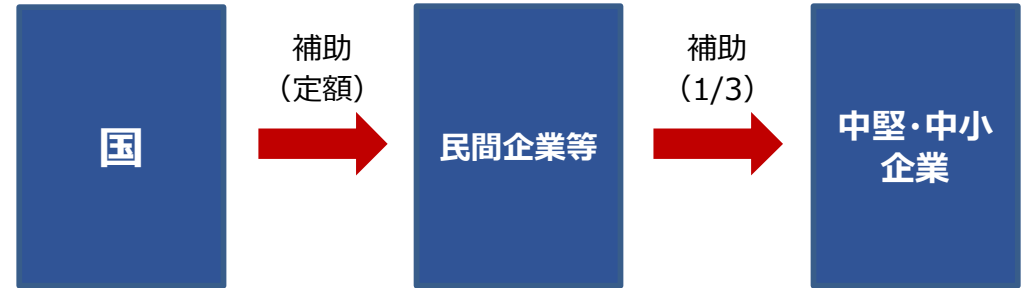
### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

### 事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

## 成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。